

出身校での教育実習受入内諾申請についての留意事項

次年度に教育実習を履修しようとする者で、出身校での実習を希望する者は、下記事項に留意のうえ、訪問・電話・手紙・書類等によって直接出身校に受入可否の問い合わせを行い、所定用紙「教育実習受入内諾書」により内諾を得ておくこと。

なお、「教育実習受入内諾書」は、教育実習申込時に他の関係書類と併せて所属学部・研究科教務係へ提出すること。実習校あるいは教育委員会の定めにより、事務手続き上大学を通しての申請を必要とする場合は、所属学部・研究科教務係へ出向いて手続きを依頼すること。

また、学校によっては、多くの出身者が内諾を得るために夏季休業期間中に母校へ出向くため、受入可能数を超えてしまう場合があるので、できるだけ早い機会に内諾を得ておくこと。

記

1. 別紙「教育実習受入内諾願」及び「教育実習受入内諾書」に必要事項を記入のうえ出身校に持参（送付）し、「教育実習受入内諾書」を作成してもらうこと。（返信用封筒・切手等は各自必ず準備すること。）
2. 内諾の時点で実習期間が確定していない場合は予定期間を記入してもらい、後日、実習期間の確認を行うとともに、所属学部・研究科教務係へ届け出ること。
3. 大学院入学試験受験予定の者及び実験・演習等のために教育実習に不都合な期間のある者は、その期間を把握し、都合の良い期間に実習をさせてもらえるかどうかを確認してから内諾を得ること。
4. 実習校によっては、教育委員会を経由して申請したり、実習費を徴収したり、健康診断書を提出させたりすることがあるので、できるだけ早い機会に実習を希望する学校に連絡し、確認しておくこと。
5. 内諾を得た後で無断放棄しないこと。やむを得ず取り止める場合には、各自責任を持って当該学校へ速やかに連絡するとともに、所属学部・研究科教務係へ直ちに届け出ること。
6. 本学では、実習校または教育委員会等から要請があった場合、実習謝金（経費）として1人あたり、3週間の教育実習については9,000円を、2週間の教育実習については6,000円を実習終了後に大学から支払うことになっているが、実習校または教育委員会等において実習謝金（経費）の金額を設定しているところもある。実習校から支払い等について連絡があった場合は、所属学部・研究科教務係へ問い合わせること。